

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会 第1回食料安全保障マニュアル小委員会議事録

平成13年6月
農 林 水 産 省

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会
第1回食料安全保障マニュアル小委員会議事次第

平成13年6月29日(金)
10:00～12:00
於 農林水産省第2特別会議室

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 岩永大臣政務官あいさつ
- 4 小委員会の位置付けについて
- 5 小委員会座長及び小委員会座長代理について
- 6 小委員会の運営について
- 7 食料をめぐる情勢について
- 8 不測時の食料安全保障マニュアルについて
- 9 その他
- 10 閉会

配付資料

- 資料1 議事次第
- 資料2 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食料安全保障マニュアル小委員会委員等名簿
- 資料3 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会における食料安全保障マニュアル小委員会の設置について
- 資料4 食料をめぐる情勢
- 資料5 食料をめぐる情勢(参考資料)
- 資料6 不測時の食料安全保障マニュアルについて
- (別添参考1)食料・農業・農村政策審議会令及び食料・農業・農村政策審議会議事規則
- (別添参考2)食料・農業・農村基本法のあらまし
- (別添参考3)食料自給率レポート
- (別添参考4)農林水産物貿易レポート2001(要旨)
- 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会
食料安全保障マニュアル小委員会委員等名簿

(委員)

稲 田 和 彦 (有)エルパック専務取締役
八 木 宏 典 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(臨時委員)

中 村 祐 三 全国農業協同組合中央会常務理事
服 部 信 司 東洋大学経済学部教授
三 沢 ひろこ マーケットアナリスト

(専門委員)

川 野 幸 夫 (株)ヤオコー代表取締役社長
小 山 修 国際農林水産業研究センター企画調整部連絡調整科長
斎 藤 賢 一 キッコーマン(株)プロダクト・マネジャー室プロダクト・マネジャー
内 藤 英 代 消費科学連合会企画委員
藤 井 明 三菱商事(株)食糧本部付穀物担当部長
宮 川 早 苗 健康産業新聞社「食品と開発」編集長
山 本 奈 美 主婦

(五十音順、敬称略)
午前10時00分 開会

○食料政策課長 定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第1回食料安全保障マニュアル小委員会を開催させていただきます。

私は、本小委員会の庶務を担当しております食料政策課長の岡島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
最初の小委員会でございますので、お手元に配付しております資料2の「食料安全保障マニュアル小委員会委員等名簿」の順番に従いまして、ご出席の委員の方々をご紹介させていただきます。

まず、稲田委員でいらっしゃいます。

○稲田委員 稲田です。よろしくお願いします。

○食料政策課長 八木委員でいらっしゃいます。

○八木委員 八木でございます。よろしくお願いいたします。

○食料政策課長 中村臨時委員でいらっしゃいます。

○中村臨時委員 中村でございます。

○食料政策課長 服部臨時委員でいらっしゃいます。

○服部臨時委員 服部です。

○食料政策課長 三沢臨時委員でいらっしゃいます。

○三沢臨時委員 三沢でございます。

○食料政策課長 川野専門委員でいらっしゃいます。

○川野専門委員 川野でございます。よろしくお願いします。

○食料政策課長 小山専門委員でいらっしゃいます。

○小山専門委員 小山です。よろしくお願いします。

○食料政策課長 斎藤専門委員でいらっしゃいます。

○斎藤専門委員 斎藤でございます。よろしくお願いします。

○食料政策課長 内藤専門委員でいらっしゃいます。

○内藤専門委員 内藤でございます。よろしくお願いいたします。

○食料政策課長 藤井専門委員でいらっしゃいます。

○藤井専門委員 藤井でございます。よろしくお願いします。

○食料政策課長 宮川専門委員でいらっしゃいます。

○宮川専門委員 宮川です。よろしくお願いいたします。

○食料政策課長 山本専門委員でいらっしゃいます。

○山本専門委員 よろしくお願いします。

○食料政策課長 本日は岩永大臣政務官からごあいさつを申し上げる予定になっておりますが、政務の都合がございまして遅れておりますので、参ったところでごあいさつをさせていただきたいと思ひます。

では、説明に入ります前に配付資料のご確認をお願いいたします。

配付資料一覧にございますように、資料としまして6種類ございます。それから別添参考として4種類用意させていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、本日は第1回目の小委員会でございますので、本小委員会の位置付けにつきまして、資料3に従いましてご説明いたします。資料3をご覧くださいませうでしょうか。

本マニュアル小委員会につきましては、去る5月21日の食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会におきまして設置が決まりまして、第1条にございますように、不測時におきまして食料の安定供給の確保を図るための対策を機動的に発動するためのマニュアルに関する事項を調査審議していただくということで設置しております。

そして、本小委員会の座長、座長代理につきましては、総合食料分科会長の指名によるということとされておられま

て、座長に八木委員、座長代理に服部臨時委員が指名されております。お二方には大変恐縮でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、八木委員には小委員会座長席にお移りいただきまして、今後議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(八木委員、小委員会座長席に着席)

○八木座長 皆さんおはようございます。八木でございます。

ただいま座長にご指名いただいたわけでありましたが、就任に当たりまして一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

先ほど事務局からご説明がありましたように、この小委員会は、不測時において食料の安定供給を確保するための対策を機動的に発動するためのマニュアルについて調査審議をすることを目的に設置されたものであります。したがって、不測の事態における食料の安定供給などの対策について、その内容、根拠法令、実施手順などについて審議する必要がありますが、同時に国内外の食料需給動向に関する情報の収集と分析、その発信の強化などの平素からの取り組みについても審議する必要があるかと思ひます。

いずれにしましても、不測の事態における国民食料の価格、流通の安定なども含めて、国民の生活に直接かかわるマニュアルの策定、そういう重要な役割を負っているわけでありまゝすので、その責任の大きさを感じているところであります。

皆様のご支援を得ながら、審議の円滑な運営に努めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事に従ひ、審議に入ります。

まず、議事に入ります前に、事務局より農林水産省からの出席者をご紹介願ひたいと思ひます。

○食料政策課長 岩永大臣政務官は後ほど参ります。座長の右側、西藤総合食料局長でございます。

○総合食料局長 西藤でございます。よろしくお願ひします。

○食料政策課長 その隣が櫻庭物価対策室長でございます。

○物価対策室長 櫻庭でございます。よろしくお願ひします。

○食料政策課長 以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○八木座長 それでは岩永大臣政務官が入室されましたので、ごあいさつをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○岩永大臣政務官 ただいまご紹介にあずかりました農林水産大臣政務官の岩永でございます。

本日は第1回目の食料安全保障マニュアル小委員会の開催にあたり、先生方には大変ご多忙の中、委員をお引き受けいただきましたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

ご承知のとおり、日本を始め世界各国におきましても、農業事情は大変厳しゅうございます。ましてや、今世紀の中ごろには人口が90億になる、そういう状況の中で、一方農業は、環境等、いろいろな問題が山積しており、国民にどう食料を安定的に供給できるかという大きな課題があるわけでございます。日本は世界で最も食料の自給率の水準が低い国家でございまして、武部農林水産大臣が申しておりますように、新基本法をもとに、少なくとも45%を当面の目標にし、そして50%をどんなことがあつても確保しなければならないということでございますけれども、そのためにはやはり農産物の安定的な輸入の確保と、適切かつ効率的な備蓄の実施に努めていかなければならぬと、このように思っているところでございます。

食料供給に影響を及ぼす恐れのある不測の事態につきまして、さまざまなレベルに応じて食料供給の確保を図るための対策を講ずるため、それを機動的に発動するマニュアルの策定等を行うことを基本計画に規定していますが、今回お引き受けいただきました委員会では、このマニュアルについてご意見を伺うこととしております。不測の事態におきまして食料安全保障の確保は大変難しい問題であります、重要な課題でございますので、それぞれ委員の先生におかれましては、忌憚のない活発なご助言、ご意見をいただければ大変ありがたいと、このように思う次第でございます。

先生方のご就任に際しまして一言お礼と、お願ひのごあいさつに上がらせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○八木座長 どうもありがとうございました。

今回は最初の食料安全保障マニュアル小委員会でありまゝすので、まず、本小委員会の運営について事務局から説明していただきたいと思ひます。

○食料政策課長 本小委員会の運営についてでございます。

食料・農業・農村政策審議会におきましては、審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などを除きまして、会議及び議事録は公開するというにしております。

以上でございます。

○八木座長 今の説明でよろしゅうございますでしょうか。――それでは、この会議並びに議事録は公開とする、こういうことで運営させていただきます。

それでは次に、食料をめぐる情勢について事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

○食料政策課長 それでは、資料4からご説明をさせていただきたいと思ひます。

まず資料の4につきましては、食料の安定供給ということを中心にして、食料をめぐる情勢につきましてざっとまとめてございますので、これにつきまして簡単にご説明させていただきたいと思ひます。あわせましてさらに詳しいことを幾つかポイント的に参考資料とし、資料5として付けておりますので、必要に応じてご覧いただきたいと思ひます。

では、まず資料4、1ページ、表紙をお開きいただきますと目次になっております。ざっとご覧いただければと思います。本日ご説明いたしますものは、この目次にございますように、世界の食料需給・貿易の動向、そして我が国の食料供給をめぐる現状、そうした中での現在の食料・農業・農村施策の内容、展開方向、そしてその中で、特に本日ご審議いただきます不測時における食料安全保障という問題につきましての考え方等々につきまして資料としてございます。それでは1ページ目からご説明をさせていただきます。1～2ページでございますけれども、農産物の生産というのは天候など自然条件の影響を受け、価格が変動しやすい特徴をもっています。2ページ目の下のグラフに大豆・とうもろこし・小麦の国際価格の推移を書いてございますけれども、ご覧いただきましてもおわかりかと思いますが、2倍程度の変動というのはよく起きているという状況にございます。

3～4ページですが、農産物の生産が天候の影響を受けて変動しやすい、そして価格も変動しやすいという中で、農産物貿易はどうなっているのかということが書いてございます。4ページの上のグラフにございますように、農産物の貿易率というのは工業製品に比べると低くなっています。乗用車は生産量の45%が貿易されていますけれども、それに比べまして農産物は低くなっている。これはなぜかといいますと、農産物というのは生産された国でまず消費されて、残りが貿易に回されるという特徴があることにゆえんしています。

また、農産物の輸出国というのはかなり偏りがあるという状況になっておりまして、4ページの下で、我が国の主要な農産物の国別輸入割合を円グラフにしておりますけれども、これでご覧いただきましてもおわかりのとおりでございまして、特定の国から輸入をしているという状況にございます。例えばとうもろこしですと、95%が米国からということになっておりますし、大豆につきましても8割近く米国ということになっております。

このように、我が国の食料供給におきましては、特定の輸入先国に依存していることから、国際需給の変動や輸出国の輸出政策の影響を受けやすい体質になっているということが言えるかと思えます。

次に、中期的な食料需給はどうなっているか、今後の食料はどうなるのかということでございます。食料の需給は需要と供給の両方の結果としてあらわれるわけです。

需要という面と言いますと、世界の人口が伸びていく、国連の中位推計によりますと、2025年には約79億人、80億人近くになるということが言われております。それも途上国の人口が中心に伸びていくわけですし、生活水準の向上等に伴いまして食肉の消費が増えるなど食料消費の内容が変わっていくことが予想されます。6ページの2つ目の表にございますように、畜産物1キロの生産に要する穀物量というのは、卵ですととうもろこし換算で3キロでございますが、牛肉ですと11キロ必要であり、消費水準の高度化に伴いまして穀物需要も増加していくことが予想されます。

一方、そのような需要面に対しまして生産面で見ますと、砂漠化の進行とか、肥料、農薬等々の問題で地下水汚染の問題が出ているといったような環境面の制約等もございまして、人口増加に伴いましてそれに応じた生産が図られていくかという面につきましては種々の制約要因もあるということが明らかになっているということでございます。

そうした中で、世界の需給が今後どうなるかということにつきましての世界の各種機関の予測でございますが、FAOその他の、ある意味で非常に楽観的な予測もございますし、ワールドウォッチ研究所のようにかなりひっ迫するのではないかという悲観的な予想もございますけれども、中長期的にはひっ迫する可能性は否定できないという状況にございます。

以上のような現在の国際的な需給動向、それから将来の需給の予測などを見通しながら、それでは我が国の食料供給はどうなっているかということが9ページ以降でございます。

まず、我が国の食生活がどうなっているかということにつきまして、10ページの上のグラフをご覧いただきたいと思えます。これは国民1人1日当たりの供給熱量の構成ということでグラフにしておりますが、一番左側の昭和35年度と言いますと、1人1日当たりの供給熱量2,291キロカロリーになっております。このうち下の黒いところなんですけれども、米からの供給熱量が約半分、1,106キロカロリーを占めているという状況でございました。それが一番右側の平成11年度になりますと、供給カロリーでいきますと2,619キロカロリー、このうち米が、一番下の黒いところでございますけれども、634キロカロリーということで、約4分の1に低下している。そして、輸入に依存する割合の高い畜産物あるいは油脂等の割合が増えているという状況にございます。

そして、最近の食生活の動向を見ますと、炭水化物の割合のバランスの良い日本型食生活と言われた構造がだんだん変わってきておりまして、最近では脂肪の摂取過多、生活習慣病の増加というような問題につながっているところでございます。

また、10ページの一番下のグラフにございますように、食品の流通・消費の段階におきまして、かなりの廃棄・食べ残しというものが生じておりまして、資源の浪費、環境への影響という観点からも見過ごせない問題となってきています。以上のような状況を反映しまして、12ページの上のグラフでございますが、我が国の食料自給率、カロリーベースで見てどうなっているかというのが太い線で書かれてございますが、昭和35年には79%が、平成11年度に40%に低下してきているわけでございます。

そして、このような我が国の自給率は、先進国の中でも最も低い水準ということになっております。そして、自給率40%ということは、反対に言いますと輸入に60%依存しているということになりますけれども、これは12ページの下の方のグラフにございますように、農作物を海外でたくさんつくっているということと同じなわけでございまして、国内の耕地面積483万ヘクタールに対しまして、海外の1,200万ヘクタールの農地で作付けしているというような状況になっております。

以上のような状況につきまして、14ページにございますが、平成12年の世論調査によりますと、非常に不安があるとある程度不安があるを合わせまして約8割近くの方は外国に依存している我が国の食料について不安を持っているという結果になっています。

このような中で我が国の食料・農業・農村政策につきましては、平成11年7月に制定されました食料・農業・農村基本法に基づき推進されております。

その考え方としましては、食料の安定供給を確保していくこと、農業の持つ国土の保全とか水源の涵養等の多面的機能を適切かつ十分に発揮させていくこと、そのために農業の持続的な発展と、農業の生産の基盤であり農業の担い手の生活の場である農村の振興を図るということ、以上の4つを基本理念としまして現在政策を推進しているところでございます。

その政策の具体的な内容につきましては、1ページおめくりいただきまして18ページに示しております。昨年3月に新基本法に定める4つの基本理念を具体化するため、食料・農業・農村基本計画を策定いたしました。

時間の関係で、食料の安定供給に関する施策について御説明いたします。23～24ページをおめくりいただきたいと思っております。食料の安定供給の確保に関する施策は、5本の柱として挙げられております。

1番目は、食料の安定供給におきましては、安全性確保とか品質の改善といったようなことが大事だということで、食料消費に関する各種の施策を充実していくこと。

2番目は、国民の方、消費者に食料を提供していく役割という意味では、農業とともに食品産業も重要な役割を果たしておりますので、食品産業の健全な発展が大事であるということ。

3番目は、国内生産では需要を満たすことのできないものがございますので、安定的な供給を図るためには、農産物の輸出入、安定的な輸入ということの確保が大事であるということ。それから4番目ということで、まさに本日ご検討いただくことなのですが、不測の事態におきまして国民が最低限度必要とする食料の供給を確保するということが大事だということで、不測時における食料の安全保障。

最後に、先ほど国際的な需給もなかなか難しい問題があるということを申し上げましたけれども、世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、日本の貢献ということで国際協力を推進していくということが打ち出されているわけでございます。

それで、このうち4番目にございます不測時における食料安全保障ということにつきまして、次のページ以降ご説明をしてございます。

まず、26ページの図を見ていただきたいのですが、食料の安定供給の確保ということを大きな基本理念として掲げております。そして、先ほど岩永大臣政務官から45%という食料自給率目標を掲げているというご挨拶がありましたが、食料の自給率目標の達成に向けて、需要に対応した国内農業生産の増大を図っていく。そういう中で農地の確保・整備、担い手の確保、そして農業技術の維持が図られ、いざというときにそういった大事にできている農地、担い手、技術というものの力を発揮することによって、不測時においても国内での円滑な供給が図られるということにつながっていくと考えているところでございます。

そして、実際の不測時についてどういう対応をしていくのかということにつきまして、具体的な手順等について、本小委員会でご検討していただこうとしているわけです。過去におきまして食料供給に不安が生じたような場合にどのような対応をしてきたか、あるいはどういうときにそういった問題が生じたかということ、28ページの表で簡単にまとめてございますのでごらんいただきたいと思っております。

まず、どういう事態が不測時の不安の原因となったかといいますと、1つは国内生産の減少ということでございまして、例えば平成5年に作況74という米の不作がございました。この時は、備蓄の取崩しや緊急輸入、巡回指導による便乗値上げの監視等の対策を講じたわけでございます。

食料供給が不足する事態としては、輸入の減少・途絶ということが考えられるわけでございます。まだご記憶のある方もいらっしゃると思いますが、昭和48年にアメリカの大豆不作などに起因しまして、アメリカが大豆の輸出規制措置をとったことがございます。それに伴いまして国内の輸入大豆価格が上がり、大豆からつくる豆腐とか、あるいは植物油といったものが高騰したり、店頭から消えたということがございました。こうしたことへの対応として、右側にございますが、中国でも大豆をつくっておりますので、中国への輸出促進要請をしたり、国産の大豆の出荷促進の指導をしたりいたしましたし、これを機会に食品用大豆の備蓄制度をつくったということもございます。また国民生活二法という法律によりまして、価格とか需給動向の調査等をいたしました。

そのほか、平成6年から8年にかけては、中国の穀物の不作によりまして輸出停止措置がとられたとか、あるいは短期的なものではありますが、アメリカの港湾ストライキや、ミシシッピ川の洪水などによりまして、飼料穀物の輸送に障害が出たといったようなことがございます。このあたり、備蓄を活用するなどに対応してきているところでございます。

さらに、次のページから具体的な対策につきまして少し詳しくご説明いたします。不測の事態ということが生じる前から、食料の需給動向につきましての情報の収集とか分析をすることが大事なのではないかというふうに考えているわけでございます。30ページの中ごろに食料需給動向等に関する情報の収集・分析・提供体制とございます。海外の動向につきましては、在外公館などを通じまして、また各国の政府機関の資料・データ・情報交換、それから国際機関の資料などにより情報収集をしております。この他にも商社の方々や関係の業界の方々との意見交換などにより、情報をいただくというようなこと、それから日本国内の農業関係の研究機関がございまして、これらの研究情報。それから他省庁、例えば輸出入の統計などにつきましては財務省でつくっておりますので、そういう貿易統計等を使うとか、あるいは穀物取引所での価格動向を見るということ。また、国内の生産・流通につきまして、農林水産省には全国に統計情報事務所というのがございまして、ここで迅速に情報を収集しているところでございます。

以上のような海外、国内を合わせた情報を収集し、それを集めデータベース化し、分析をいたしまして、例えば食料の需要見通しとか、あるいは供給力予測等々を行い、農林水産省ホームページあるいは各種の広報資料などを使い

まして提供している状況にございます。

それから、32ページに備蓄について記載してあります。米と小麦、それから飼料穀物、食品用大豆につきましては、国、あるいは国が関与した形で備蓄というものを行っております。お米につきましては国が150万トンの基本として、一定の幅を持って備蓄をしており、食糧用小麦につきましても、外麦の年間需要量の約2.6カ月分、このうち2.3カ月分を国が持っております。それから飼料穀物につきましては、配合飼料供給安定機構と国が年間需要の約1カ月分を備蓄しており、食品用大豆につきましては、大豆供給安定協会が年間需要の約20日分を備蓄しているというところでございます。

それから、安定的な輸入の確保ということで、カナダやオーストラリアと小麦・大麦につきましてもの取決めをしていますが、それから主要な輸出国であるアメリカとは意見交換、情報交換を行っているところでございます。

それから、また1ページおめくりいただきたいと思えます。先ほど円滑な流通の確保、価格の安定ということで国民生活二法ということをお願いしたけれども、物がなくなってくるだろう、あるいは価格が上がるだろうといった場合には、買占めたり売惜しみをしたりする恐れがあり、それによってますます価格が上がるというような状況がございます。そういう意味で国民生活物資、生活関連物資の買占め及び売惜しみ等を防止する買占め等防止法という法律もございまして、それから価格につきましても標準価格を設定しまして、それを超えて余り高い価格をつけた場合には値下げを指示するといった、国民生活安定緊急措置法もございまして。

さらに、これは戦後の物価統制をしていた時代からのものですが、物価統制令、米につきましても食糧法があり、不測の事態になりますと、売渡しの指示あるいは割当・配給をするというような仕組みも残っているところでございます。

買占め等防止法につきましては、第1次石油危機のときに24品目、ガソリンや合成洗剤、トイレットペーパー、それから食料関係では大豆油やしょう油や精製糖など5品目が指定されておりますし、国民生活安定緊急措置法につきましても第1次石油危機のときに、灯油やトイレットペーパーなどにつきましても標準価格が決定されたという経緯がございます。

以上のような法制度があるわけですが、最近ではずっと発動されてないということもございまして、このあたり、いざというときの対応の手順などにつきましても、やはり整理しておく必要があるのではないかというふうに考えております。

それから36ページをご覧ください。輸入減少に対し、国内生産での対応についてモデル的に試算をしたものでございます。これは国内で熱量効率を最大化した生産をした場合どのくらい供給できるのかということで、ケース1というのは水田の全面積で米を作付けしまして熱量供給を最大化するという試算でございまして、ケース2は水田のうち湿田以外の半分にいも類を作付けして熱量供給を最大化するという試算でございまして。いずれにしても日本人が最低限1日に必要であると思われる約2,000カロリーベース前後につきましても供給が可能という試算となっているわけでございます。まずこういう事態はあり得ないというふうに考えておりますけれども、万が一の場合にこのような形で、熱量効率の高い作物への生産転換を図りまして、食料の確保に努めるということも考えて対応を考えておく必要があるのではないかと思っているわけでございます。

それから、次ページ、万が一輸入の途絶といった事態が生じてきた場合に、食料だけではなくて、海外に100%依存している石油につきましても供給が減少するということが考えられます。現在の農業生産におきましては、機械その他について石油への依存というのも高くなっているところでございます。そういう意味で、石油の供給が減少した場合にどうするかということも当然考えなければならないことではあります。現在石油需給適正化法に基づきまして、農林水産業などの公益性の高い事業を行う者に対しましては優先的な供給をするということが決められているところでございます。

しかし、それでもさらに不足してくるような事態ということになりますと、この場合は手作業とか人力に依存するというようなことで、農法の転換なども必要になってくるのではないかとということで、この点についても検討していくことが必要と考えております。

資料5につきましては、昭和48年の大豆の価格高騰の状況、平成5～6年の米の不足についての状況等を整理しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上でございます。

○八木座長 ありがとうございます。

ただいま食料をめぐる情勢について事務局からご説明いただきました。この説明につきましてご意見、ご質問等がありましたらご発言いただきたいと思えます。どなたからでも結構ですので、お願いいたします。じゃ、藤井委員どうぞ。

○藤井専門委員 大した質問じゃないのですが、32ページの我が国の農産物備蓄の現状について、米なんですけれども、150万トンということで、小麦については2.3カ月、飼料穀物で約1カ月という表現ですが、米だけ何カ月という表現がないのは何か特別な理由があるのでしょうか。多分2カ月分位じゃないかなと想定しますけれども。

○食料政策課長 過去の不作の経緯などを考えまして、この程度ありますと平均的な不作が2年連続生じてても大丈夫だろうという、そういう数値である150万トンの基本として、ある程度の幅を持って運用しているものでございます。

○八木座長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。じゃ、内藤委員お願いいたします。

○内藤専門委員 11ページの耕作面積なんです。国内面積が483万ヘクタールですね。これは耕作している面積であって、実際今農地として登録されている農地はどのくらいあるのでしょうか。それと、数年前までは国内500万の海外1,000万と聞いていたのですけれども、1,200万ということは海外依存がまた増えたということになっているのでしょうか。そのあたりの説明をお願いします。

○八木座長 事務局の方から。

○食料政策課長 平成12年の国内耕地面積 483万ヘクタールとございますけれども、この 483万ヘクタールは農地面積でございますので、耕作放棄地等は含まれておりません。

それから、食料の自給率をご覧いただきたいと思いますが、ずっと減っておりまして、例えば昭和60年の自給率は53%でございますし、平成4年ですと自給率46%でございます、それが現在自給率40%になっております。自給率は長期的に低下しているということとの関係で海外の面積がふえております。

○内藤専門委員 耕地も含めまして、日本国内に登録されている農地というのはどれくらいあるのでしょうか。

○事務局 現在の農地面積は 483万ヘクタールで、これは農林水産省統計情報部が全国で実際に農地であるか否かを目で見えて判断した面積であり、これが今日本に存在する農地であるということです。先ほどご質問ありましたけれども、不作付地、つまり現在農地なんですけど何もつくってないところの面積もこの農地面積には含まれております。耕作放棄地は含んでおりませんで、耕作放棄地といわれる、現在何もつくっておらず、将来においてもつくる意思のない農地というものも現に存在しております。このため、農地面積は年々少なくなってきたということでございます。

あと、海外に依存している農地面積につきましては、1,200万ヘクタールということで、数年前にこういう試算を行いまして、農水省の方では輸入されている穀物の量から推定をいたしまして、海外に依存している農地面積がおよそ1,200万ヘクタールあるというふうに推定をしております。

○八木座長 よろしいですか。

○内藤専門委員 自給を上げるということは、耕作地を今後どうやって維持していくかにかかっているかと思います。農地も3年放置しますと農地としての機能を失っていくといえますので、そうしますと、せっかく自給をふやすための農地を、農地として生かしていくことができるのかどうか。そのあたりで、意思のない農地がどのくらいあるかというのが、もしわかりましたら教えていただきたいと思います。

○事務局 耕地利用率94ということで、パーセンテージでいけば6%ぐらいがつくっていないところがあるということなんですけど、先ほど申しました耕作放棄地というのは、統計上は耕地面積から落ちます。全くつくる意思のないというのが耕作放棄地ということですので、2年以上つくられてないとか耕作する意思がないという場合は統計上落ちますので、このデータには入ってこないということです。

○総合食料局長 私、1年前統計情報部長をしておりましたから、補足してご説明させていただきます。

ここに掲げております耕地面積は、先ほど事務局から説明いたしましたように、まさに現況主義といえますか、耕地の形が農地として利用できる、かつその意思のあるものとして年々調査をし、見ていくものでございます。先ほど耕作放棄地ということで、過去農地であったものが現状作付けされず、かつ作付けの意思がないもの、これはそういう確かに現状農地でないということで、年々の把握はできておりません。しかしながら、私どもの統計では農林漁業センサスということで、基本的には10年に一度、中間年に補足的に調査もいたしておりますが、この中で耕作放棄地について調査をいたしております。たしか耕作放棄地として二十数万ヘクタールが調査数値として上がってきています。これは基本的には中山間地といえますか、条件の悪いところであり、労働力との関係や、あるいは当然のことながらつくる農作物の収益性ということとの絡みもあり放棄されてきております。

私ども当然のことながら、この耕作放棄地をできるだけ出さないようにしていくということと、かつて耕作放棄されたものも簡易な形で回復でき、担い手がいるところに張りつけられる場合はそういうふうな措置をしていこうという取り組みはいたしております。

一方、耕地面積自身、そういう耕作放棄地という形でのいわば縮小、耕地の減少ということが起きると合わせて、先ほど委員がおっしゃっていましたが、かつて 500万ヘクタールの時期がございましたが、年々4~5万ヘクタールの耕地面積が近年減少している状況にございます。そのうちの半分が今申しましたような耕作放棄地というような形で減少をいたしております。

一方あわせて、残りは基本的には都市的需要といえますか、道路ですとか住宅等に変化していくということで、耕地面積の縮小が依然として続いているという状況にあります。

若干補足するとそういうことでございます。

○八木座長 よろしゅうございますか。じゃ藤井委員。

○藤井専門委員 今の質問に関連しますけれども、36ページのご説明の中にあつた平成22年度試算としての供給可能量、ここに出てくる下の注釈にありますケース1の水田の全面積、この全面積の定義といいたしましうか、前提の説明をお願いします。

○八木座長 事務局の方、お願いします。

○食料政策課長 251万ヘクタールという試算をしております。平成22年度の農地面積を 470万ヘクタールと基本計画の中で見込んでおりまして、このうちの 251万ヘクタールを水田の全面積として前提をおいております。

○八木座長 藤井委員よろしいでしょうか。

○藤井専門委員 はい。

○八木座長 そのほかご意見、ご質問等ございますか。じゃ、宮川委員お願いします。

○宮川専門委員 ちょっと自給率に絡んでなんですけれども、日本はずっと右肩下がりで下がってきており、平成10年で40%ということで、これから45%が目標ということなんですけれども、今年は平成13年ということで、2年ちょっとたつて、今現在はこの40%が維持されているのか、さらに下がってしまっているのか。あと22ページに組みの具体的な課題というふうにあるのですけれども、これは課題なのか、現在どういう施策が実施されているのかどうか、教えてください。

○食料政策課長 私どもで出しております食料需給表において自給率を計算しておりまして、現在平成11年のものが最新になっております。平成11年も10年と同じ40%になっております。

それからその自給率目標達成のための具体的な課題に従って、現在まさに生産者も消費者に対する働きかけとともに、国も各種施策をとっているところでございまして、ちょっとそのご質問だけではなく、内藤委員のご質問に少しお答えさせていただきたいのですが、自給率の向上をどうやってやっていくかということですので、自給率というのは、国民に供給されているもののうちどれだけが国内で生産されているかという数字になっているわけでございます。

そういう意味で言いますと、需要に見合った生産という意味で、国内のニーズがあるものに沿った形での生産をしていくということが1つ大事なことでございまして、それでいいますと、現在お米はつくれば幾らでもつくれるのですが、余っている状況にありますので、生産調整を行っています。そして大豆や麦が足りないという状況にございますので、大豆や麦の生産を品質的な面でニーズに合う形で増大させていく。そういった生産者の取組がまず大事なことになるところでございます。それからまさに内藤委員がおっしゃられましたように、耕地利用率の向上、農地を有効に活用していくということが大事でございまして、生産者も努力をしているところでございます。

そのような生産者の取り組みに対しまして、国としましては、麦や大豆、飼料作物の生産の増大への助成、担い手対策や農地の流動化の促進対策、生産基盤の整備等をすすめているところでありますし、需要者ニーズに合った品質のものがつくれるように、品種改良をはじめとする技術開発を行っているところでございます。

それから、今は生産の部分ですけれども、あわせてまして消費の部分につきまして、これは先ほど10ページでご説明したところですが、現在では、栄養バランスの乱れ、食べ残しや廃棄などが多いという状況でございます。こういったことを見直していきましようということで、当時の文部省、厚生省、農林水産省の3省で食生活指針というものを定め、現在普及しているところでございます。これが22ページの下にあります「適正な栄養バランスの実現や食べ残し・廃棄の減少など食生活の見直しに向け策定された食生活指針を基に、国民的な運動を展開」ということで、消費者の方に働きかけるとともに、消費者の方たち自身にもいろんな形で運動していただいているところでございます。

○八木座長 よろしゅうございますか、宮川委員。

○宮川専門委員 はい。

○八木座長 じゃ、内藤委員。

○内藤専門委員 先ほど西藤局長から、耕作をするための人的なお話がなされましたけれども、緊急時にいかに人的資源、つまり労働力を確保するか。今でさえも農地を放棄し、労働力がないところで、緊急時に幾ら資材とか種とか苗とか、そういうものを確保しましても、それを補う労働力がない場合はできないわけですね。それは日ごろからどんなふうにして確保していくか、それをやっていらっしゃるのでしょうか、ちょっと伺います。

○食料政策課長 今大変いいご指摘をいただいたなと思っているところでございまして、そういう人的な面について私ども事務局としても検討していきたいと考えているところでありますし、またあわせて、いろいろ良い方策などありましたらお教えいただければありがたいと思います。

○八木座長 今のご意見、この次の食料安全保障マニュアルの作成についてに関連するご意見だろうと思いますけれども、事務局の方もご検討いただきたいと思います。

最初ですから、この資料にこだわらずに、我が国の食料情勢についてご意見あるいはご質問等ございましたらどうぞお願いいたします。内藤委員。

○内藤専門委員 私たちが日ごろの生活の中でいろんな疑問に思っていることで私は申し上げるのですが、消費者に対するPRが非常に少ないですね。情報提供というのはありますけれども、今の日本の自給率が、カロリーベースだということがよくわからないのです。

というのは、野菜をつくればいい、そういうふうに思っている人たちもおりますので、先程ご説明のあったカロリーベースとはどういうことををぜひいろんなところでPRしてほしいと思います。大豆とか、今非常に日本の自給率が悪いものがあります。そういうものをいかにしてつくっていくか、耕作地につくってもらうかということも、これは農協さんの方なんかにお願いなんですけれども、つくった場合には外国産に比べてお値段が高いものですから売れません。そういう状態も、お米の生産補てんですか、それに比べてずっと悪いということではなかなかやっていけないそうなんです。が、そういうところで有効に利用してやってもらえる方法はないかと私は日ごろ思っているのですが、最終的にいつも、私が今申し上げましたように値段の問題で折り合いがつかない、そういうことですので、農協さんを含めて何かよい方法はございませんでしょうか。

○八木座長 中村委員何かございますか。

○中村臨時委員 我々の方も食料自給率向上に一体となって取り組んでいるわけですし、特に米が過剰で面積を減らさなきゃいけないということがありますので、そこで麦、大豆、飼料作物、日本で不足するものをですね、それをできるだけ拡大しようということで取り組みを進めている状況なんです。やはり今内藤委員から出ましたように、米との所得の格差とか、内外価格差等を考慮した国の支援、対策がないとなかなか増産できません。そこは引き続きそういう対策があわせて必要だというふうに思います。

○八木座長 ありがとうございました。山本委員、お願いします。

○山本専門委員 今内藤委員のおっしゃったPR不足といいますか、情報提供が足りないということに関してなんですけれども、この資料の28ページにあります平成5年のときの米不足、前年度の冷害による米の不足で主婦の中でもちょっとしたパニックがありましたけれども、そのときに、情報も少なかったですし、日本の普通のお米と、あとタイ米ですとかインディカ米とか、混合されて販売されたり、セット販売とか、そういうのがあって、それが非常に不評だったのですけれども、マスメディアなどでタイ米とかカリフォルニア米ですとか、そういうもののおいしい食べ方とか、そういう番組

などがありまして、雑誌などでもそういうのが大分取り上げられて、主婦の中でもその上手な使い方を勉強して、パエリアにしたりリゾットにしたり、いろいろな食べ方を工夫して使えるようになりましたけれども、あのとき、農水省の方からは一般に向けてどのような広報活動というか、PRというものがあったのでしょうか。

それともう1つ、先ほどの廃棄される食品が多いということで、使っている私たちもそうなんですけれども、実際に売られている大根ですとか人参ですとか、私どもの家の近くのスーパーですとほとんど葉がついていない状態、全く葉を落とされている状態で売られているのですね。場所によっては多分葉をつけたままの状態で売られているところもあると思うのですが、そういうことも、多分流通の手間の関係などで全部取られてしまうと思うのですが、ああいうのは相当量無駄になっていると思うので、そういうことに関する指導なども農水省の方から多少されることがあるのでしょうか。その2つをお伺いします。

○八木座長 2点ですけれども。

○食料政策課長 まず、平成5年の外米の食べ方などについてのPRの状況でございますが、資料の5の14ページをお開きいただきたいと思います。ここに平成5年の米不足のときに政府が行った対策をまとめてございますが、このうち③のところで消費者へのPRということで、PRだけでもございませぬけれども、消費者からの苦情や相談窓口を設置したとか、テレビなどマスコミを通じたPRをしているということもございまして、あわせて輸入米の試食会を開催したり、輸入米の炊飯・調理講習会を開催したといったようなことを実施したわけでございます。

それから、葉がついてない野菜を余りスーパーなどで見かけないということでございまして、1つはやはりおっしゃられたとおり流通の問題がございまして、葉がついたままですと非常にかさばりますので、どうしてもそういったものを、例えば1つの箱に入れるにしても、10本入るところが4本ぐらいしか入らないとかいうことがありますので、葉を落とした方がより流通のコストがかからないとか、あるいは鮮度を維持するときに、葉がついていると水分が抜けていきますので、葉っぱの問題はむしろ鮮度を保持するためにはいいとか、そういうこともあるかと思えます。

それから、どこで葉を取るかという問題とかあると思うのですけれども、畑で取って、それを畑に置いておく場合にはそれが土に戻りますので、環境的には問題は生じないのではないかというふうに思っております。ただ、物によっては途中で取るような場合もあるかと思えますから、その場合はごみになるということもあるのではないかと思います。このあたりはいろいろ生産・流通の実態とか、あるいはそれをどういうふうに土に戻すかといったようなこともありますので、余りその面での指導は今までのところはしてきてない状況にあるのではないかというふうに思います。

○山本専門委員 わかりました。

○八木座長 よろしいでしょうか。稲田委員お願いします。

○稲田委員 今の山本委員の大根の件に関してですけれども、実際生産現場としまして、私、つくっている立場から言わせていただきますと、やはり鮮度という面で、葉がついていると非常に持ちが悪く、約半分程度しか日持ちしないという現実もありますし、当然箱詰めその他もろもろの流通のスタイルにもなかなか乗りづらいという点と、実際に収穫をしまして、その後機械で洗浄、まあ土を落とすわけですけれども、その時点で葉がついていると非常に作業性が悪いということで、掘ってすぐに葉を落としてしまいます。5センチ程度、大根の首から上のところで切り落としてしまいます。葉っぱというのは非常においしいのですけれども、やはりなりわいとしての農業を考える場合に、効率を重視しますとどうしてもそういったものというのは、言い方は悪いですけど、邪魔になってくるわけで、葉を落としているということが現実です。

ただ、それも全部無駄にされているわけではありませぬので、きちんと堆肥化して、次の生産につなげているということだけは言わせていただきます。

○八木座長 ありがとうございます。

もう一言ぐらい、特に全体について何かご意見ありましたらご発言いただきたいと思うのですが。

○稲田委員 特に全体という、まだちょっと考えもまとまってないのですけれども、先ほどの耕作放棄地の問題、それと人的問題をどうするかということですから、やはり中山間地のいわゆる棚田状態のところはだんだん耕作放棄地として出てくると思いますが、そこをいかにして耕作地に変えていくとか、耕作を守り続けるかというのは、我々現場にとってみると非常にやりづらい。1ヘクタール耕すのも、その小さい田んぼを耕すのもほとんど時間が変わらないという状況になっておりますので、そこら辺のところは、ただ単純に耕作放棄地を食料生産の場に変えるという、単純な発想だけではなかなかいかない、非常に難しい面があると思えます。

○八木座長 ありがとうございます。農地の維持の問題についても大きな課題になるのだらうと思うのですけれども、また後でご議論でもいただければと思います。

藤井委員お願いします。

○藤井専門委員 先ほどのご説明の中で、不測の事態における供給の確保は国内での調達を基本的に考えるというご説明だったわけですが、この中で当然備蓄だとかというお話があるわけですが、そういう事態になったときの追加供給への確保という観点から見ると、もちろん全耕地面積を有効に使う、あるいは代替作物を生産する、いろいろな手段があると思うのですが、生産性の効率引上げによってなるべく短期間の間に量的確保を目指すということ考えた場合に、今話題の遺伝子組み換えというのも1つの方法になると思うのですけれども、そこまで極端に飛躍しないまでも、例えばバイオテクノロジーを平時において有効に使いつつその研究を重ねて、不測の事態に備える体制をあらかじめつくっておくというような考え方がもう少しこの中に織り込まれてもいいような気がいたします。

26ページに安定供給確保に関する基本理念とあるわけですが、平時における安定供給と不測時の食料安全保障、この二本立てで見られているわけですが、これは当然のことですけれども、むしろ不測時の安全保障を全うするために平時に何をすべきかということに相当力を入れて対策を立てられることが、結局輸入に依存する部分が大きいだ

けに、極めて重要な対策なのではないかなというふうに受けとめました。

○八木座長 貴重なご意見、どうもありがとうございました。

服部委員、突然でございますけれども、特に30ページぐらいのところに農産物に関する情報収集・分析とかという、こういう対策も書いてございますけれども、そのあたりについてご発言いただければと思います。

○服部臨時委員 ここに出ている情報の収集・分析ということに対して、現在やっていることがここに出ていると思うのですけれども、私の感じではできることは全部恐らくやっておられるものという感じを持っているのですね。だからこれをさらに続けていってほしいというところですよ。

それから、ちょっとついでですので2～3述べさせてもらいたいと思うのです。

1つは、基本的な食料安全保障の問題に関して、出された考え方は私賛成なんですね。現在の日本の生産体制自体をもっと強化していかなくちゃならない。非常に脆弱性を持っているし、日本の食料生産力というのは極めて小さい。それを引き上げるのは大変難しいけれども、やはり少しでも引き上げる努力をして、それを実行していかないと、いろんな次元でもって問題が起こったときにも対応できる基盤がないということになるので、それが一番大事だと思うのですね。

それと関連していろんな委員の方から、一番足りない麦、大豆、その中にさらに飼料穀物が入ればいいのですけれども、そこまですぐいいけないとしても、まずはその麦と大豆に対する国内の体制を少しでも生産を拡大する方向に持っていかなきゃならない、まさにそうだと思うのですね。

そういう方向で一昨年ぐらいから新しい農業基本法のもとでいろんな政策が進み出して、私は非常にいい方向で政策が行われているのじゃないだろうかと。それを実際の麦や大豆の生産の拡大に結びつけるのは正直言ってそんなに簡単だとは思いますが、やはりそれを実効が出るような形でさらに進めていくということが大事だと思うのですね。

その場合に1つだけ、ちょっと気になるというか、ポイントとして、やはり品種の改良という問題があると思うのですね。細かいことなんですけれども、麦の場合、やはり日本は気象条件からなかなか生産が難しいところがある。早く作って早く収穫して、梅雨にぶつからないようにするというのが大変大きな課題になっていて、そういう問題をクリアする、あるいは大豆に関しては私はよくわからないところもあるのですけれども、やはり日本で大豆をある程度つくろうとすれば、適地に合わせた大豆の品種も当然必要になってくるだろう。そういう面での一層の努力が要るのじゃないだろうかという感じがこの点ではします。それが1点目です。

それから、これはやや細かいのですけれども、日本が直面した重要な事例として、1974年の大豆の禁輸に直面した場合と、それから平成5年の米の不作の場合が出ていますね。極めて大きな問題で、この事例をきちっと見ていくということは大変大事だと思うのですけれども、もう1つ、実際に問題にならなかったのだけれども、95年から96年にかけて、アメリカの不作で非常に需給が逼迫した時期があったと思うのですね。具体的にアメリカが禁輸をするとか等々の問題に一切ならなくて、96年の作柄がよくて事態は緩和したわけなんですけれども、ちょっと私、最近本を読んでいて、そこに96年の段階でアメリカの中で、大豆とかとうもろこしの在庫が非常に少なくなるということで、一部の団体などが輸出制限の問題を具体的に口にして動いたという記述にぶつかっただけですね。そのことを知るまでは、そういうことがアメリカにおいてなかったという認識なんですけれども、それが96年段階で水面下であるとはいえ、そういう動きがあったということは、やはりこれは看過できないことじゃないだろうかという気がしたので、その点は1つ調べておく必要があるのじゃないだろうかという点で、その点のチェックをお願いしたいというのが1つです。

それからもう1つが、若干これは細かいのですけれども、32ページに、何回も指摘が出ています備蓄の現状のところなんですけれども、食糧用小麦で0.3カ月分を民間が在庫として積み増し、これは政府との意識的な取り決めがあって、単なる流通在庫じゃなくて、民間の会社が在庫として意識的に積み増しているということですよ。それから下の方の注に書いてある「食糧用小麦、飼料穀物ともに民間の流通在庫」云々というのは、これは全く政府との取り決めなくして、いわゆる経営上必要な、どの企業もどこの国においても持っているような民間流通在庫として存在しているという話ですね。それからもう1つ飼料穀物で、「配合飼料主原料(とうもろこし・こうりゃん)の年間需要の約1ヶ月分(80万トン)」とあるのですけれども、これは配合飼料として用いられているとうもろこし・こうりゃんの量を前提にして、その約1カ月分ということですよ。

というのは、実際に日本に飼料用のとうもろこしとして輸入される量は、これよりもっと多いのではないかなという感じなんです。それにこうりゃんの量を合計した場合、その1カ月分が80万トンというのはちょっと少ないのかなという感じがするので、この配合飼料主原料というところが飼料として使われるとうもろこしを非常に狭く限定したものなのかなという感じがするのですね。だからその点どうなんだろうかということのをこれからちょっと確かめてみたいということです。

○八木座長 3点について。よろしいでしょうか。

○食料政策課長 まず麦・大豆の品種改良の重要性というご指摘で、これはまさにそのとおりでございます。農林水産省としても都道府県の試験場などと連携しながら品種改良を進めております。

お配りしております「食料自給率レポート」の14ページをお開きいただきたいと思います。

下の方の「小麦の新品種の普及状況」というところにございますように、品種改良を行って消費者や需要者のニーズに合致した新品種の普及というものを今図っているところでございますので、その状況を若干ご紹介してありますのでご覧いただきたいと思います。

それから2つ目の95年から96年のアメリカの不作のときの対応ということで、これはご指摘いただきましたのでいろいろ調べさせていただきたいと思います。それに関しまして「農林水産物貿易レポート2001(要旨)」という資料をお配りしております。この20ページの下の方に「輸出管理制度」というのがございます。アメリカにつきましては国際緊急経済権限法という法律がございまして、それに基づきまして、国内供給の不足とか、あるいは軍事的な問題とかの脅威

があるような場合などには輸出を規制することができる制度がございます。この制度が発動されたのがまさに昭和48年の大豆禁輸、あるいはソ連に対する穀物禁輸等でございます。それがまた95～96年のときに若干動きがあったということですので、調べたいと思います。

それから、資料32ページの我が国の農産物備蓄の現状の食糧用小麦の分につきまして、備蓄数量は2.6 カ月分、ただし国でやっているのが2.3 カ月分で、0.3 カ月分は民間ということで、これは注に書いてありますように、従来から食糧用小麦につきましては民間の在庫が1カ月分ありまして、それに0.3 ヶ月分を積み増すという形でやっていただいているところでございます。それからとうもろこしにつきましては、単体で使う分も含めたらもっとあるのではないかとご指摘だと思いますが、調べましてまたご説明したいと思います。

○八木座長 よろしいでしょうか。じゃ、内藤委員。

○内藤専門委員 1つは食生活の指針が出ましたね。それで10ページに、ロスが出ていますのが結婚式場とか宴会のロスが非常に多いのです。多分皆さん宴会で出されたものを全部食べない。宴会をするその宴会場の方にも、たくさん出してお金をいただくという考え方があると思いますけれども、もう少しこういったところに消費者というか、市民の考え方を変えてもらうような、そういうことも食生活の指針とともに訴えていく必要があるのだと私は思います。

それともう1つ、緊急時にお米ではなくて、いも類によるカロリーの確保というのがあります。これはお米と違しまして短期間のうちに生産ができるという、そういう意味で多分いも類があるのだと思うのですけれども、こういったおいもの種いもというのですか、そういったとき用の備蓄というのはどうなっているのでしょうか。ちょっとそのあたりもお伺いしたいと思います。

○八木座長 事務局よろしいでしょうか。

○食料政策課長 まず食品のロスの件でございますが、おっしゃられたとおりで、これにつきましては食生活指針を通じて無駄をなくしようという啓発を行っています。先ほどご紹介しました「食料自給率レポート」の裏表紙に食生活指針が載っております。この下から2つ目のところで、「調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。」とあり、これに沿って働きかけをしているところでございます。消費者だけではなくて事業者にも指針に沿って廃棄を減少するよう要請をしているところでございます。

また、あわせて、食品リサイクル法という法律が今年の5月1日から施行になっております。これは食品廃棄物の産出の減量化、そしてその再利用を図りましょうということで、堆肥とか飼料とかあるいはメタン発酵などによるエネルギー源として使いましょうということを進めるという制度になっております。年間排出量が100トン以上の事業者につきましては、外食事業者、宴会場なんかも該当しますが、20%減量したり抑制したり、再利用するということ、平成18年度までの目標に取り組むこととしており、そういう形でも実現に向かっていくのではないかとこのように考えているところでございます。

○事務局 種いもの備蓄量というお話でございましたが、正確な量はちょっと手元にはございませんけれども、これは独立行政法人の種苗管理センターというところがございます。種いもの生産を行っております。不測時には種苗管理センター等から種いもの供給をするということも想定してはございます。

これは技術会議の方の調査研究ということで、まさに不測時の食料安全保障のための調査研究というものが12年からなされておまして、この中で、いも類の種苗の緊急大量増殖技術の確立のための研究がなされているという状況もございます。

○八木座長 よろしいでしょうか。

そろそろ時間の関係もございますので、次の議題の方に入りたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。またそのときにご発言いただいても構わないと思いますけれども。

それでは次に、不測時の食料安全保障マニュアルについて、事務局の方からご説明いただきたいと思います。

○食料政策課長 それでは、資料6をごらんいただきたいと思います。マニュアルといってもイメージがわからないのではないかと思いますので、マニュアルの考え方なりイメージなりをこの資料6で簡単にお示しさせていただいております。

まず、マニュアルの趣旨でございますけれども、これはまず、食料・農業・農村基本計画、これは食料・農業・農村基本法に基づきまして昨年の3月に定めたものでございますが、その中で、不測の事態に対処するため、レベルに応じて食料供給の確保を図るための対策を講ずることとする。そしてその対策を機動的に発動するためのマニュアルの策定などを行うということが決められております。

これを受けましてマニュアルを策定いたしますわけでございますので、マニュアルにおきましては、レベルを設定しまして、レベルに応じて政府として講ずべき対策につきまして、その内容、根拠法令、実施手順などを示すという内容になると考えております。

そして、不測時における食料安全保障対策を的確に実施するためには、平素からの取り組みが重要であるというふうに考えております。情報の収集・分析のための体制を充実・強化し、さらにその提供に努めるということが書いてございますが、先ほど来いろいろご指摘を受けておりますので、もう少しこのあたり、考え方を広げていく必要があるのかなというふうに今考えているところでございます。

それから3番としまして、それではそのマニュアルの中身になりますレベルというのはどういうものか、あるいは対策というのはどういうものかということをご説明しております。

2ページの「不測時のレベルの類型」というところでご説明をさせていただきたいと思います。

「不測時のレベルの類型」では、レベルを3つに分けて考えております。これはレベル0～2とありますが、レベル2からご説明させていただいた方がよいのではないかと思います。

レベル2というのはかなり深刻な状態を考えておりまして、一番右下の枠に入っておりますように、1人1日当たり供給熱量が2,000キロカロリーを下回ると予想される場合を考えています。戦後の食料難の時代の供給ベースが大体2,000キロカロリーぐらいですが、当時は今と比べたらそれほど食品ロスなどもなかったと思われるので、それほど摂取ベースでは変わってないのではないかと思います。現在、国民栄養調査などによりますと、摂取ベースの供給熱量が2,000キロカロリー弱ぐらいになっておるところでございます。

そういう事態でございまして、もう1つその上が、そういった供給熱量が2,000キロカロリーを下回るというような深刻な事態ではないのですけれども、特定の品目の供給が平時の供給を2割程度下回る事態というものを考えております。この辺になりますと、昭和48年の大豆輸出規制や米の大不作の発生、これは作況指数74でございました。結果的には緊急輸入をしちたりというような形で、供給量の不足というのは最終的に見ますと決して生じてはいないのですけれども、その時点におきましては2割程度減っているということが見通されていたということでございます。

それからレベル0につきましては、そういうレベル1やレベル2といったように現実に供給量が減ってくる、あるいは供給熱量が減るというような事態ではないのですけれども、そういう事態が発生するおそれがあるような場合、具体的に言いますと、そういうような事態が生じるような予測がでてきたような場合、例えば我が国の主要輸入国におきまして大不作になるのじゃないかと言われたとか、輸出規制の動きが始まっている。それから、我が国の収穫はまだけれども、8月の時点で大不作になるのではないかとということが予想されるといったような事態を想定しておりまして、こういう事態が出てきたときには、より注意深く情報収集をし、さらに予防的な必要があれば備蓄の放出なども始めるとか、輸入先を考え始めるとか、そういったことを新たに始めなければいけないのではないかとという事態、その3つに分けてございます。

そして、1枚おめくりいただきたいと思いますが、対策としましては、まず対策実施のための体制整備で、レベルに応じて農林水産省の中でやっていく、次に政府一体となった対応が必要になる場合も考えられると思います。

国民への情報提供については、平素からの取り組みが重要なわけですが、このあたり、情報の収集・分析、それから広報、PR、こういったものにつきましてそれぞれどのようにやっていくかということを考えていく必要があるのではないかと。

次に供給の確保ということで、これはレベル0とかいう事態になる以前に、常に通常業務の中で既にやっていることでもありますけれども、備蓄制度の活用ということがございます。それから輸入先の多角化、あるいは代替品の輸入の促進といったようなことが必要になってくる。さらに、例えば期間が長期化するだろうということが予想される場合、あるいは非常に深刻になってきた場合には増産可能な品目の緊急増産をする、あるいは作付け転換、生産転換をする。通常、米をつくっているところでも例えばいもをつくってもらうというようなことも考えられると思いますが、熱量確保を優先した生産転換をしていくということが考えられるのではないかと。

また、そうした事態になりますと、流通の混乱、価格の高騰ということが生じます。そういう意味で、価格や需給動向の調査・指導、だんだん厳しくなりました指示をしていくとか、あるいは国民生活安定緊急措置法に基づく標準価格の設定、あるいは、さらに厳しくなると、配給とか物価統制というところまで、これは最近発動しておりませんが、制度的にはございますので、このあたりをどういうふうにしていくかという問題があるかと思います。

その他の対策ということで種子・種苗、あるいは肥料・農薬等の生産資材の確保の問題、石油が不足する場合における農林水産業への優先供給の問題。それから先ほどご指摘を受けましたように、農地の問題、そして担い手といえますか、耕作者といえますか、労働力の確保の問題といったこともあるのかというふうに思います。

これらの対策につきまして、それぞれのレベルに応じてどのように講じていくのか、手順等はどうかということマニュアルにおいて決めていくということを考えているところでございます。

以上でございます。

○八木座長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から、不測時の食料安全保障マニュアルについて、その考え方ということでご説明いただきました。この説明につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

じゃ、斎藤委員どうぞ。

○斎藤専門委員 私は大豆を使っている業界から参っておる者でございしますが、大豆につきましては、先ほどの資料にもございましたように、8ページにございましたが、エネルギーとしての、各種調査機関でも、食料の不安はないというようなことが出ておりますが、特定の品目がなくなることがあります。それが大豆でありました、米でありましたということでございますが、大豆につきましては米国への依存が先ほどの資料でも大変高いということで、そのほかの輸入先、一部には最近米国の作付けによりまして南米の作付けが変わるというようなことがあるようでございますし、それから中国の経済がこれ以上進むと、中国の大豆が大変ひっ迫するというような状況もございますので、供給先の供給力の確保というか、予測というのをぜひしておいていただければ大変助かりますということが1つ。

それから、大豆を使っています商品で、しょう油にいたしましてもみそにいたしましても、醸造期間がかかるものから、物がなくなってからその商品をつくるまでの時差が発生いたします。前回の大豆の不足時もそうなんです。パニック状況になりまして、買いだめ等がありましたので、この間にぜひ広報活動は円滑にやっていただきたい。前回の大豆の不足時も、2年通しますと特に足りなかったということは起こらなかったの、ぜひその辺のところは改めてお願いしたいというふうに思います。

○八木座長 貴重なご意見ありがとうございます。

じゃ、三沢委員お願いいたします。

○三沢臨時委員 全体を見て思ったこと、安全保障なんて素人なので話がとんちんかんなのかもしれませんがけれど

も、大胆に言わせていただければ、全体を見て一番私があれっと思ったのは、生産ベースの話と消費ベースの話はかなり丁寧に書いてあるのですけれども、その間が随分あっさりしている。実際の我々の食料消費を考えたときには、例えば家計調査ベースでも、農産物を食材として手に入れているのは、品目分類で見れば支出のうちの今もう15%割っていますよね。それで畜産とか水産を入れたって3割割ろうかというところまで来ているわけで、あとの7割というのはその間の加工工程なり調理なり、さまざまな工程を経て、それから手に入れているわけですから、そこに参画している業界団体にも、私は安全保障という話になったときには応分の役割を負ってもらいたい、そういうふうに思います。

そういう視点からいけば、そこら辺がどうなっているかという調査がまず必要じゃないか。もうおありなのかもしれないけれども、それぞれみんな営利を目的として活動しているわけですから、そのチャンスロスになるようなことはないようにそれぞれの企業として、さっき少し話の中にも出てきましたけれども、ある程度の期間、今まで供給しているものを同じ価格で提供するための備蓄なりシステムなりというのは用意していると思いますので、まずそれがどの程度のものであるか、その分量というのは当然安全保障のときの予見の中に入れておいていいわけですよね。その辺の丁寧なご調査がまずあった上で、マニュアルづくりの段階になったら、一消費者とすれば、その7割に応分する役割はそういう流通関係、加工業者等にも負ってもらいたい。それを例えばどういう形でマニュアルに組み込むかということもお考えいただけたらいいと思います。

とりわけ、このごろ見ていると、ロジステックスの企業さんなんかでもただ物を運んでいる企業さんなんてほとんどなくて、間に下処理、スーパーからのバックヤードを代行するような大きな下処理工場を持っていたり、そうすると今度は、それを持ったがために、その間で浮いてしまった食材なり材料を加工するための加工工場を持たざるを得なくなって、結局はその加工のシステムを持っているというような形になっています。そういう、今までだったら単にトラックで運んでいたような業者さんも加工システムを持つようになっていきますので、そういうところがどの程度の不測時に対する準備をしているのか、その辺まで含めて、食の最終時点までのあらゆる過程に参画しているような業界の備蓄とか不測の事態に対する準備の状況をお調べいただいて、それからマニュアルの中にそれをそれなりに組み込んでいただくような、ある程度お前のところはこれぐらいは用意しておいてほしいみたいな、さっきも大豆や何かのところ、今民間ベースでどれぐらい備蓄があるという話が意識的にされているという話がありましたけれども、そういうことをもう少しマニュアル化したようなものも考えていいんじゃないかと思いました。

○八木座長 ありがとうございます。

じゃ、稲田委員、どうぞ。

○稲田委員 平時における安定供給という面で基盤整備が今はどうしても水田をメインとした考え方というのが中心になっているような気配がありますので、やはり水田、さらには畑にも転換できるというような、多方面での考え方で基盤整備の事業を進めていくということが大切でないかと思います。そうすれば、不測時に関してもやはり即畑地への転換、大豆ですとか麦への転換というのはスムーズに、土地の利用という面では行えるのではないかと思います。

それとあと、担い手の確保ということでございますけれども、農林水産業だけですか、担い手担い手って騒いでいるのは。公務員の担い手の確保なんて聞いたことありませんけれども、やはり農業は儲からないから担い手の確保というのが結構言われているのであって、さっきも言いましたけれども、価格の面でやはり、消費者並びに関係する業界の方のご理解というのが非常に大切じゃないかなというふうに思っております。

さらに、先ほどの耕作放棄地の話ですけれども、そういったような土地を都市に住む方が自給的に使えるような農地としての整備、そしてそこへ来て農業を体験してもらう、自分の食べる分のほんの一部でもいいから、つくって自分で食べるということによる自給率の向上などにもつながるのではないかなというふうな意見を持っております。

したがって、平時においていかに農業というものに関して、多面的に農地を利用できるようなシステムをつくっていくかということが非常に大切だと思っております。

○八木座長 どうもありがとうございます。

本日の議論を踏まえて事務局の方でこのマニュアルを作成いただくことになるわけですので、いろいろご注文なりご提言なりをいただければありがたいと思います。

じゃ、内藤委員どうぞ。その後、小山委員にお願いします。

○内藤専門委員 今農地の話が出ましたけれども、これは地方だけでなく都市近郊にもあることなんです。それで、実は農地法というのが50アール以上ですよ、権利移動できますのが。それが非常にネックになっているようなので、流動化をして、もう少し小さな単位で売買といいますか、それをしていただくと役に立つのかなと。

そして、今農地を都会の方というお話でしたけれども、近郊農家の方が今非常に高齢者というか、退職した人たちが帰農というか、そういった部分で土をいじることが非常にはやると言ったら申しわけないのですけれども、非常に興味を持っている方たちがいらっしゃるわけです。そういう人たちに活用できないかなというのが1つの考え方です。

それと、先ほど小麦の話が服部委員から出ました。私が話を聞いたところによりますと、小麦を作付けしないのは、今稲の栽培時期がだんだん早くなってきてしまって、小麦の収穫の以前にもう田植えをしなきゃいけないので、以前は二毛作、要するに稲のところに小麦をつくっていましたが、それができなくなったのでなかなか小麦の作付が少なくなったという話も聞いておりますけれども、ちょっとそのあたりが本当かどうか教えていただきたいと思います。

それと、最後のところに肥料の問題がありますけれども、昔は私たちは排泄物を使っていました。緊急時はそういうものも想定されるのでしょうか。そこもちょっとお伺いしたいと思います。

○八木座長 よろしいですか。

○食料政策課長 農地の活用等々、私も余り詳しくないので、また次回にでも説明させていただきますが、農地を活用するシステムとしましては、市民農園とか、制度としてはあると思いますし、市民農園の数なども随分ふえてきていると

ころではないかというふうに思います。

それから、稲の栽培時期が早くなったので裏作の麦を作りにくくなったという面も昔と比較すればあるかと思いますが、現在は米が余っているので、米ではなく麦、大豆を表作として作付けすることをお願いしていますし、それに対する助成を行っています。

それから、排泄物の活用でございますか、これは恐らく石油の供給などが少なくなるようなことも考えると、堆肥化をして、化学肥料を使うのではなくて、家畜排泄物をもっと活用していくといったようなこともあると思います。

○内藤専門委員 家畜ではなくて、人間です。家畜の排泄物については既にやっていますので、最終的にそういうことになりましたら、私たちの人間のそういったものも視野に入れるのですかということです。これはある地方で、完熟させた上澄み液を使って今やっているところがあるのです。ですからそういうことも視野に入れているのでしょうかということなんですけれども。

○食料政策課長 現在のところ考えておりませんでしたので、検討させていただきたいと思います。

○八木座長 よろしいでしょうか。じゃ小山委員お願いします。

○小山専門委員 不測の事態ということについて3点ほど私の感じたところを述べさせていただければと思います。

まず、きょうは最初ということで幅広い議論がされているのだと思いますけれども、自給率を上げるということと不測の事態ということとはやはり少し分けて考えた方がよろしいのではないかという感じがいたします。自給率を上げるというのは、つまり国家百年の計ですので、不測というよりは、まあ不測の事態にとってプラスになることは明らかですので、それは1つの手段として考えることは当然だと思いますけれども、やはり分けないと議論が少し混乱するのではないかという感じがいたします。

それから、不測の事態の想定なんですけれども、量とか価格についていろいろ想定されているようですが、今後は恐らく安全という面で不測の事態ということが起こると思うのです。すなわち、例えば今日アメリカで狂牛病が発生したというようなことになると、これは大パニックになるわけですね。ですから、そういう安全面での不測の事態ということの方があり得る想定ではないかなという感じがいたしますので、その辺も考えていただきたい。

それからもう1点は、不測の事態といったときに、このレベル0とか1とかありましたが、やはりわかりやすい指標というものをつくる必要があるのじゃないか。わかりやすい指標を常日ごろ示しておいて、その指標が一定の閾値を超えた場合に何かの対策をとるというふうに、例えば自給率というのが1つの指標になっていますけれども、価格ですとか何月発表の作況とか、そういうようなものを具体的にかつ総合的につくられて国民に示しておくということが非常に重要なのではないかという感じがいたしました。

以上です。

○八木座長 ありがとうございます。

それでは服部委員お願いします。

○服部臨時委員 課長の方からこのマニュアルについての説明があって、不測時のレベルの類型として3つ挙げられた。大体我々がぼんやりというか、ある程度感じていたことを非常に明確に整理されて、レベルとしてつくられたこと、具体的に問題を考えていく上で、あるいは今後マニュアルを策定していく上で、類型化されたことは大変賛成だし、いいじゃないだろうかという気がします。にわかに問題がはっきりしたと思うのですね。

その上で、説明を聞いていて、大体こういうことだろうなと私も想像するところもあるのだけれども、日本の場合は、具体的には過去の例が挙げられてあるように、レベル1、2、これは現実的に起こったし、起こる可能性に一番備えなければならない課題だということになると思うのですね。

そうしますと、やはり私は、前の説明の32ページですか、備蓄の現状とありましたけれども、日本の備えとしては、具体的な手段としては備蓄というものが非常に重要な役割をこの場合持つてくるという感じがします。そういう観点に立つて、ここに備蓄水準の考え方等々説明されているわけですが、これでいいのかという、備蓄に関する今の段階での検討が要ると思うのですね。これでよければいいのだけれども、例えば大豆にしても、先ほど説明がありました。73年のアメリカの大豆禁輸、あの中で出てきたわけですね。ということは70年代前半の日本の大豆需給というものをやはり前提にしてできた制度じゃないだろうかという気がするのです。これは大豆の場合でも、食用大豆の年間需要量の20日分で、ただ食用大豆というのは100万トンぐらいですよ、消費されているのが。しかしそれ以上に500万トンぐらい搾油用として輸入され、使っているわけですよ。じゃ食用油というのが食料生活に必要なものかという議論が出てくる。もちろん直接納豆とか何とかして食べる大豆に比べれば、搾油、油というのが相対的にウエートが低いかわからないけれども、しかしそれを無視するわけにもいかないだろうというので、ちょっと私、現在の時点でこれ自体をマニュアルを作成する段階でレビューし、精査するというのが必要じゃないだろうか、そういう気がします。

それからもう1点は、日本が圧倒的に輸入に依存している状態です。もちろんそれは少しずつ、できる限り低めていくにしても、大幅にそれを変えることができないとするならば、やはりレベル0で先進国の中で一番日本が影響を受けやすい国だとなると思うのですね。ご説明の中で情報の提供ということが強調されましたので、やはりこの段階できちっとあらゆる角度から情報を提供していくということが一番大事だと思います。

ただ、同時にこの段階で、実際に過去やられていた例が挙げられていますけれども、やはり日本が一番傷つきやすいということを前提にすれば、レベル0の段階でそれなりの具体的な対応を早めにとることが非常に大事じゃないだろうかという気がするのです。恐らくそういうことを念頭に置いて書かれているのじゃないかと想像するのですけれども、私としてはそんな感じがするのですね。ここでの具体的な対策を早めにとるということも大事じゃないだろうか。ということで、整理されたことを前提にしてどういう対応をとっていくのかということを考えるべきじゃないだろうかというのが私の感じです。

○八木座長 どうもありがとうございました。

それでは宮川委員をお願いします。

○宮川専門委員 こちらの安全保障マニュアルの平素からの取り組みについて書かれていますように、今回の問題が平素からの取り組みで情報の収集・分析・発信のための体制というのが非常に重要になってくると思うのです。これについては30ページに食料需給動向等に関する情報の収集・分析・提供体制ということで体制図がまとまっていますけれども、収集と分析についてはかなり、私も詳しくは知りませんが、よくやられているのではないかなと思うのです。私が一番これでいいのかなと思うのは提供のところで、ここに最後の下の方に括弧して「(提供手段)ホームページ、公表物等」と書かれているのですけれども、提供というのは手段が一番大事であって、どういうふうに国民の耳に本当に届くように流していくかという、ここら辺が少し下の方に括弧つきで書かれていて、おざなりにされているのではないかなと感じます。

食料需給見通しとか予測を出すということはいいいのですけれども、やはりこれからは国民に考えさせるような情報、日ごろそういうものが身近に、国民の耳に届くような情報を流さなくてはいいのではないかな。それについては、我々もよくペーパーをお役所からもらいますけれども、非常に文章がたくさん書かれていてわかりにくいということがよくあります。これで国民の耳の本当に届くかなということがよくあるのです。農水省からホームページ、公表物を出すということはいいいことだと思いますけれども、さらに民間の力を利用して、食品を提供するメーカー、流通、こういうものは消費者と割と密接な、直結したところにありますし、宣伝力、広報力を持っているわけですから、そういうところの力をうまく利用していくことも大事だと思いますし、我々は業界紙ですけれども、各マスコミ、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ニュースについては、非常に面白いニュースは幾らでも記事にします。ですからそういうマスコミの力も大いに活用して、民間の力を活用して、消費者の耳に本当に届くような情報を日ごろから提供することが大事じゃないかなと。その提供の方法については、やはり国民に自分で考えさせるような、冷静な判断ができるような情報提供をぜひしていただきたいと思います。

○八木座長 ありがとうございました。

そろそろ予定の時間が近づいておりますが、最後に中村委員をお願いします。

○中村臨時委員 食料供給の中で、農産物ばかりで魚のことを余り触れてないのですが、魚もその食料供給の1つの重要なもので、情勢の中にも何も書いてないし、ちょっとそこは水産庁の方かもしれませんが、少し触れるべきかなというのが1つ。

それから備蓄のところ、今度WTO提案で新たな国際備蓄みたいなのを提起していると思うのですが、それとの関係をどう整理するのかという点。

それから備蓄で、原料の備蓄のほかに、製品、食品としての備蓄というのは考えに入れるものなのかどうか。例えば冷凍みたいなものですね。その辺はちょっと検討する余地があるのかどうか、考えてみる1つかなというふうに思います。

以上です。

○八木座長 どうもありがとうございました。考え方の意見につきましては事務局の方でご検討いただけたと思います。

それでは、時間の関係がございいますので、食料安全保障マニュアルについてはこの辺にさせていただきたいと思います。

それでは事務局におかれましては、本日各委員から出されたご意見を踏まえつつ、今後のマニュアル案を作成されるようお願いいたします。よろしくお願いします。

なお、小委員会の議事要旨につきましては、私にご一任いただくということでよろしゅうございますでしょうか。―(異議なしの声)―ありがとうございます。それではそのように取り進めさせていただきたいと思います。

最後に、次回のスケジュールについて事務局の方からご説明いただきます。

○食料政策課長 次回の小委員会につきましては、本日いただきましたご意見などを踏まえましていろいろ検討させていただくことも必要かと思しますので、秋くらいをめどに委員の皆様のご予定をお伺いした上で調整させていただきたいというふうに思います。

また、本日必ずしもすべてお答えもできておりませんし、非常に貴重なご意見をいただいておりますので、そうしたことを踏まえまして、座長のご指摘どおり検討を進めさせていただきたいというふうに思います。

○八木座長 それでは日程については事務局の方に調整をしていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

―(異議なしの声)―それでは、本日予定の議事はこれで終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第1回食料安全保障マニュアル小委員会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

正午 閉会